

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目 次		
告 示		ページ
○公共測量の実施の通知（5件）	（用地対策課）	1
公 告		
○都市計画の変更の図書の縦覧	（都市計画課）	1

告 示

高知県告示第476号

高知県土木部中央東土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年7月7日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年7月28日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（3・4級基準点測量）
- 作業期間
令和8年7月6日から同年11月1日まで
- 作業地域
香美市物部町大西

高知県告示第477号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年7月9日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年7月28日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（用地測量）
- 作業期間
令和8年7月1日から同年10月30日まで
- 作業地域
高岡郡四万十町平串及び見付地内

高知県告示第478号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年7月9日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同

法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年7月28日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（用地測量）
- 作業期間
令和8年7月10日から令和9年1月29日まで
- 作業地域
幡多郡黒潮町下田の口地区

高知県告示第479号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年7月9日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年7月28日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（用地測量）
- 作業期間
令和8年7月10日から令和9年1月29日まで
- 作業地域
幡多郡黒潮町下田の口地内

高知県告示第480号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年7月9日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年7月28日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（用地測量）
- 作業期間
令和8年7月10日から令和9年2月26日まで
- 作業地域
幡多郡黒潮町下田の口地区

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により四万十市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

令和8年7月28日

高知県知事 濱田 省司

- 都市計画の種類
中村都市計画と畜場（四万十市食肉センター）
- 縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び四万十市役所